

(3) 資源向上支払（長寿命化）の交付単価の変更

長寿命化対策については、活動組織の広域化による効率的な実施や経費削減が可能である多様な主体の参画による直営施工を促すため、広域組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は基本単価に5/6を乗じた単価で交付しています。

令和7年度からは、自主施工を実施しない場合は、広域組織の規模を満たすか否かに関わらず、基本単価に5/6を乗じた単価で交付されることになります。なお、令和7年度以前に計画認定を受け、現在活動期間中の広域組織については、現在の活動期間中は現行の単価のままです。

【令和6年度までの単価】

広域活動組織の規模を満たさない場合

	直営施工あり (10a)	直営施工なし (10a)
田	4,400	3,666
畑	2,000	1,666
草地	400	333

広域活動組織の規模を満たす場合

	直営施工あり (10a)	直営施工なし (10a)
田	4,400	4,400
畑	2,000	2,000
草地	400	400

【令和7年度からの単価】

全ての活動組織

	直営施工あり (10a)	直営施工なし (10a)
田	4,400	3,666
畑	2,000	1,666
草地	400	333

直営施工のメリット

農業者や地域住民が直接工事を実施することで、安価で施工する事ができ、外注するよりも多くの量を施工することができます。また、自分達で施工することにより、使い勝手の良いもの、自分達が納得したものとなります。直営施工を通して、地域コミュニティの活性化にも繋がると考えています。まずは自分達でできる部分は自分達で施工し、特殊な機械や資格が必要な工事は外注を検討するようにしましょう。

(4) クロスコンプライアンスチェックシート

環境負荷軽減に向けた取組強化として、農林水産省の全ての補助事業に対して、最低限行うべき環境負荷軽減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」が導入されることとなりました。多面的機能支払でも令和7年度から「環境クロスコンプライアンス（みどりチェック）」が活動の要件となります。

活動組織は市町村への事業計画申請の際に「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に取り組む内容を記載して提出し、認定を受けた後は、活動期間の最終年度の事業報告の際に取り組んだ内容を報告します。令和7年度、令和8年度は施行的に実施し、令和9年度から本格実施となります。詳細については、各市町村の多面的機能支払担当者へご確認下さい。

# 多面的機能支払ネットワーク通信



発行 宮崎県多面的機能推進協議会  
(宮崎県土地改良事業団体連合会内)  
TEL 0985-24-3361 FAX 0985-29-9107  
HP <http://nouchimizu-kyougikai.com/>



2025.3 March

## 目次

- 1. 「令和6年度 日本のひなた多面的機能推進大会」を開催しました！ . . . . . 1
- 2. 令和6年度水路補修等技術現地講習会を開催しました . . . . . 5
- 3. 令和7年度九州「農地・水・環境保全」フォーラムを宮崎県で開催します！ . . . . . 5
- 4. 令和7年度から制度が一部変更になります . . . . . 6

## 1. 「令和6年度 日本のひなた多面的機能推進大会」を開催しました！

令和7年1月29日(水)に宮崎市民文化ホール(宮崎市)にて、「令和6年度 日本のひなた多面的機能推進大会」を開催しました。当日は、700名を超える活動組織や関係者にご来場いただき、来賓として緒方和之九州農政局長はじめ、河野俊嗣宮崎県知事、濱砂守宮崎県議会議長のご臨席を賜りました。また、宮崎県立都城農業高等学校農業土木科より約80名の生徒の皆様にもご参加いただきました。



推進大会の様子

推進大会は宮崎県多面的機能推進協議会ごおりきよしの郡貴淑副会長（宮崎市農村整備課長）による開会宣言からスタートしました。

はじめに主催者を代表して浜田真郎会長（宮崎県土地改良事業団体連合会常務理事）が「食料安全保障の確保には、活動組織の皆様が取り組む多面的機能支払の共同活動による、農地や農業水利施設の維持・管理が非常に重要な役割を担って参ります。私ども推進協議会といたしましても、新規活動組織への推進や、活動継続が困難となる組織に対する効果的な問題解決に向けた情報提供等を積極的に行うことで、更なる取組面積の拡大を図って行きたいと考えております。本推進大会での基調講演や活動事例発表を参考にいただき、多面的機能支払の共同活動の活性化に繋がることを期待しております。」と挨拶しました。

その後、来賓として緒方和之九州農政局長、河野俊嗣宮崎県知事、濱砂守宮崎県議会議長にご挨拶をいただきました。



郡副会長



浜田会長



緒方九州農政局長



河野宮崎県知事



濱砂県議会議長

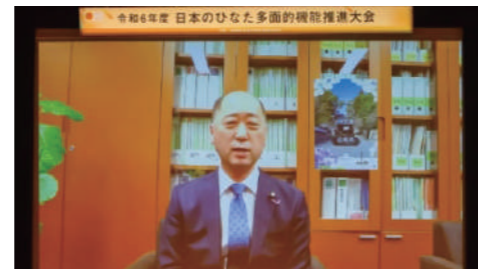
## 基調講演

### （1）情勢報告

「食料・農業・農村をめぐる情勢について」

（全国水土里ネット多面的機能支払促進協議会 宮崎雅夫 顧問）

当日は国会の関係により欠席となったため、ビデオメッセージをいただきました。メッセージの中で「昨年、食料・農業・農村基本法の改正が行われ、その中で多面的機能支払についても位置付けられました。4月から第3期対策が始まるので、事務処理の簡素化も含めた制度の見直しや、事業の安定化、予算の成立に関してさらに尽力していきたい」と述べられました。



宮崎顧問

「多面的機能支払の第3期対策（R7～R11）について」

（農林水産省整備部農地資源課多面的機能支払推進室 村瀬勝洋 室長）

村瀬室長からは、令和7年度から始まる第3期対策の内容について講演いただきました。「人口減少、高齢化という状況のなか、事務負担も大きく、活動の継続が不安との声をよく聞きます。また、環境問題に関して環境負荷軽減への取組も重要になっており、そういった状況を踏まえて制度改正を行います。大きな政策の方向性として、広域化の推進、マッチングの仕組みの構築、事務負担の軽減にしっかりと取り組んで行きます」との説明がありました。



村瀬室長

### （2）県外優良事例発表

「多面的機能支払 農村の広域的な連携」

一般社団法人農村振興センターみつけ

椿一雅 業務アドバイザー（新潟県）

椿業務アドバイザーからは新潟県見附市で実施している1市1広域組織の取組事例について講演していただきました。「見附市では、平成24年に全国初となる1市1広域組織が誕生し、平成29年には農村集落を支援する目的で農村振興センターみつけを設立し、広域組織の事務を受託しています。人口減少や高齢化により離農者が増え、農業が衰退しコミュニティの機能が低下してきていますが、市や町単位のような広域的な範囲で活動をしていくことで手が回らないところをカバーしていくという意識や体制作りが広域的な連携です。見附市では、事務負担の軽減や、活動組織間での交付金の流用、機械・資材の共同購入、活動支援班の体制整備等が広域のメリットとなっています。将来の担い手のためにも広域化の体制を作っておくことは重要です。広域化は手段の1つですので、いろいろな手段を検討して長く農業・農村を守って欲しいと思います」と説明されました。



椿業務アドバイザー

## 県内事例発表

### （1）田ノ上環境保全会（宮崎市佐土原町／青木幸雄代表）

田ノ上環境保全会からは、普段取り組んでいる活動の様子や資源向上（共同）で実施している「田んぼ周辺の生き物調査の実施」について紹介していただきました。「田んぼは、いろいろな生き物の保全にも大きな役割を果たしていることから、農村環境を次世代に引き継ぐために、「宮崎県環境情報センターのアドバイザー派遣事業<sup>※</sup>」を活用し、田んぼ周辺の生き物調査を子供会とその親世代を対象に実施しています。昆虫や植物、水生生物、野鳥観察を通じて子供達に生き物を好きになってもらい、農村社会や環境の大切さを学ぶ機会となっています」と説明されました。（※多面的機能支払とは別事業）



田ノ上環境保全会の皆さん

### （2）高鍋町広域協定運営委員会（高鍋町／小嶋秀樹委員長）

高鍋町広域協定運営委員会からは、広域化のきっかけや地域への働きかけ、土地改良区との連携について紹介いただきました。「過去、農地・水保全管理支払交付金事業を実施していた頃に、事務処理の負担から活動を断念する地区があったことから、多面的機能支払制度に移行したタイミングで1町1広域組織（12地区）を設立し、事務負担軽減や、広域協定内の緊急時の交付金流用等を図りました。また、広域組織から小丸川土地改良区に事務委託を行っており、町や活動組織の事務負担の軽減だけでなく、土地改良区の基盤強化に繋がるなど、活動組織、町、土地改良区のそれぞれにメリットが生まれています」と説明されました。



上野光正会計

### (3) 水土里ネット高千穂郷広域協定（高千穂町／綾教安会長）

水土里ネット高千穂郷広域協定からは、普段取り組んでいる活動の様子や、令和4年度に発生した台風14号による災害復旧に交付金を活用した事例を紹介していただきました。「台風14号では、高千穂町内でも農地や農業用施設に甚大な被害が生じました。地域的に水路のほとんどが山腹の険しい場所に位置しており、人力での復旧作業を余儀なくされましたが、皆で協力して作業を行いました。また、被災した取水口を直営施工で補修することにより、施設を守りながら構成員の技術力向上にも役立ちました。多面的支払には、災害時における活動要件の特例制度があり、制度を知っておくことで交付金を利用した柔軟な対応が可能となります」と説明されました。



綾教安運営委員会会長

#### <感謝状の贈呈>

事例発表の3組織には、農村地域の多面的機能の重要性や、その維持・発揮のための積極的な取組及び活動の工夫を広く情報発信されたことに感謝の意を表し、県産木材で制作した感謝状を贈呈しました。



感謝状の贈呈

## 大会宣言

感謝状の贈呈後には、宮崎県立都城農業高等学校 農業土木科2年の中村翔哉さんと益田明依さんの2人が「美しい農村風景を次世代へ繋げていくため、農業農村が持つ多面的機能の恩恵を受ける全ての人々が協力しあい、地域一体となり農村の振興や農業の持続的発展に向けて取り組む必要があります。本日、ここに集う私たちは、地域の農業・農村の守り手として、またその恩恵をうける一県民として、多面的機能支払交付金の活動を通じ、宮崎の農業・農村を未来に残していくことをここに宣言します」と力強く大会宣言しました。



中村さん（左）と益田さん（右）

最後に、本協議会の戸高副会長（宮崎県農政水産部農村振興局長）が、「本推進大会は、皆様方の活動組織におかれましても、大変参考となる内容だったのではないかと思います。大会の最後には、県立都城農業高校の生徒2名による力強い大会宣言がなされ、大変勇気と希望をいただきました。皆様方におかれましては、それぞれの地域で、今後の活動にお役立ていただきますとともに、更なる農村地域の活性化にご尽力をいただけますようお願いいたします」と閉会宣言を行いました。



戸高副会長

今回の推進大会の資料をお求めの方は本協議会で余部を保管しておりますので、お気軽にご連絡ください。（宮崎県多面的機能推進協議会 電話:0985-24-3361）

## 2. 令和6年度水路補修等技術現地講習会を開催しました

令和7年2月6日（木）に新富町において、令和6年度水路補修等技術現地講習会を実施しました。これは、水路等の簡易な補修に関する知識や技術を習得することを目的に、本協議会が毎年開催しているもので、多面的機能支払の資源向上（共同）で行うことのできる水路目地補修について、宮崎県土地改良事業団体連合会総務部施設管理課の職員が施工方法（シーリング工法、水中パテ工法、テープタイプ工法）の説明と実演を行い、参加した活動組織の方にも実際に施工を体験していただきました。当日は、大変風が強い中でしたが、7組織35名の方に参加いただきました。今回、説明した工法については、ホームセンター等で買える材料ばかりで、活動組織の皆さん自身で施工ができるものとなっています。



資材の説明

また、活動における安全対策についても説明を行いました。特に活動については複数人で行うこと、事故発生時には速やかな市町村への報告を徹底すること、最近では物損事故が多いため、物損事故にも対応した保険への加入を検討すること等の注意喚起を行いました。

令和7年度も実施する予定ですので、開催の希望がありましたら、最寄りの市町村へご連絡ください。

## 3. 令和7年度九州「農地・水・環境保全」フォーラムを宮崎県で開催します！

毎年、九州各県持ち回りで開催されている九州「農地・水・環境保全」フォーラムを令和7年度に宮崎県で開催します！

令和6年度は福岡県で開催され、本県からも約90名が参加しました。閉会の挨拶にて、本協議会の浜田会長が「次期対策のスタートに併せ、多面的機能支払交付金の活動がさらに盛り上がっていくようなフォーラムとしたい」と意気込みを述べました。

令和7年度は開催県ということもあり、例年よりも多くの方に参加していただけます。現時点での大会概要は以下のとおりです。詳細が決まり次第、お知らせさせていただきます。



浜田会長

### 令和7年度九州「農地・水・環境保全」フォーラムin宮崎

日時：令和7年10月28日（火）午後（時間未定）  
会場：宮崎県メディキット県民文化センター 演劇ホール  
内容：基調講演、各県事例発表（長崎県・熊本県・大分県・宮崎県）等

## 4. 令和7年度から制度が一部変更になります

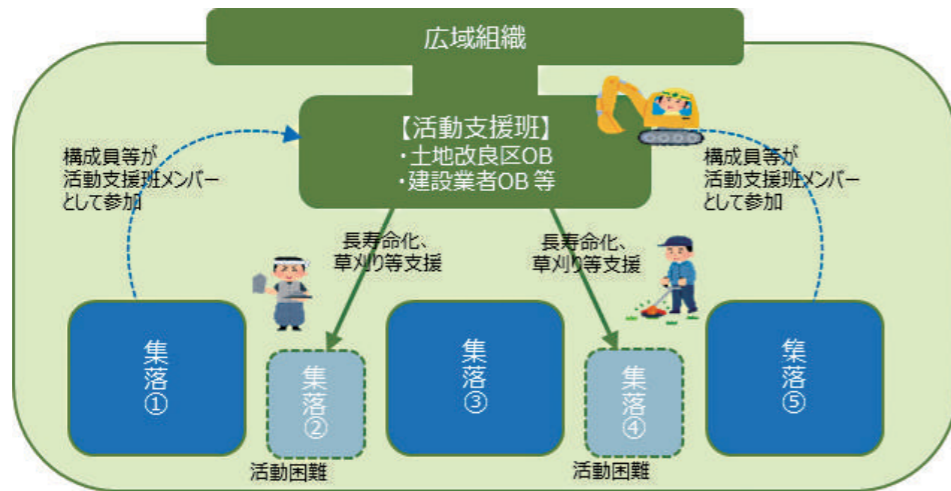
令和7年度から、多面的機能支払交付金の第3期対策（R7～R11）が始まります。主な変更点は以下の4つです。

### （1）組織の体制強化への支援（広域組織向け）

活動組織においては、高齢化や担い手減少に伴い、事務作業や活動継続が困難となっている状況にあります。それに対応するため、事務負担の軽減等に繋がる広域化の推進と併せて、組織の体制強化への支援も行います。

#### <活動支援班の設置>

活動支援班とは、広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される作業チームのことです。技術や知識、意欲を持った構成員で構成され、人手不足や技術のある人を求めて困っている広域組織内の他の集落の活動を支援します。



① 広域活動組織の設立と活動支援班の設置を併せて行う場合に、1広域組織あたり40万円が加算されます。（初年度のみ）（すでに広域活動組織となっている組織は該当しません。）

申請時に構成員名簿に活動支援班員を記載して提出します。活動支援班の活動の有無は要件となりません。

② 資源向上支払（共同）の多面的機能の更なる増進への支援項目に「広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施」が追加されます。

ア) この項目により、初めて増進を図る活動に取り組む場合単価が変更となります。

増進を図る活動に取り組まない場合

	基本単価×5/6 (10a)
田	2,000
畑	1,200
草地	200



増進を図る活動に取り組む場合

	基本単価×5/6 (10a)
田	2,400
畑	1,440
草地	240

イ) すでに増進を図る活動に取り組んでいる活動組織が、活動支援班の設置により増進を図る活動の項目を追加する場合、多面的機能の更なる増進加算の対象になります。

	加算単価 (10a)
田	400
畑	240
草地	40

※ 資源向上支払（共同）を5年以上実施した地区及び資源向上支払（長寿命化）にも取り組む地区はア)の単価及びイ)の加算単価に0.75を乗じた単価になります。

※ ア)、イ)ともに広域活動組織において、活動支援班が設置されており、その活動支援班が広域活動組織内の集落をまたいで活動している事が要件です。

### （2）環境負荷低減の取組への支援（みどり加算・増進項目の追加）

地域共同で行う環境負荷低減の取組を促進するため、令和6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の支援対象としていた「長期中干し」等の水管理を伴う取組への支援を多面的機能支払の資源向上支払（共同）で行います。

① みどり加算に取り組む場合、対象の取組内容に応じて交付金が加算されます。

#### 【要件】

- 対象取組実施ほ場における主要作物について、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行うこと。
- 活動期間中に取組面積を拡大する目標を設定し、達成すること。

#### 【交付金の交付】

- 実施面積（畦畔を除く）に各取組の単価を乗じた額を交付する。
- 同一ほ場に対する支援は一取組のみ。

対象取組	加算単価 (10a)
長期中干し	800
冬期湛水	4,000
夏季湛水	8,000
中干し延長	3,000
江の設置等 (作溝実施)	4,000
江の設置等 (作溝未実施)	3,000

② 資源向上支払（共同）の多面的機能の更なる増進への支援項目に「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」が追加されます。これによる単価の変更や加算措置については、上記（1）の②のア)、イ)と同様です。

※ ア)、イ)ともにほかの増進項目と同様に、活動組織内で決めた農地において実施すれば、増進活動としてみなされます。増進活動においては、みどり加算と異なり、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組の要件や、取組面積の拡大についての要件、一ほ場一取組の制限はありません。